

入 札 の 手 引 き

神戸市行財政局契約監理課

本市が行う工事請負競争入札に参加する場合に、この手引きを参考にしてください。なお、この手引きは手続きの概要を示すものです。入札に当たっては、公告、入札説明書、入札説明書共通事項、指名通知書、関係要綱や要領など詳細を必ずご確認ください。また、地方自治法、同法施行令、本市契約規則その他関係法令等も参照してください。

1. 本市の入札方式と対象額について

入札方式	対象額（予定価格（消費税込））
一般競争入札（政府調達協定）	30億2千万円以上
制限付一般競争入札	30億2千万円未満
事後審査型制限付一般競争入札	
指名競争入札	工事の性質又は目的が一般競争入札に適さない等、地方自治法施行令第167条に該当する場合

※「制限付一般競争入札」とは、入札前に入札参加資格の審査を行う入札方式をいいます。

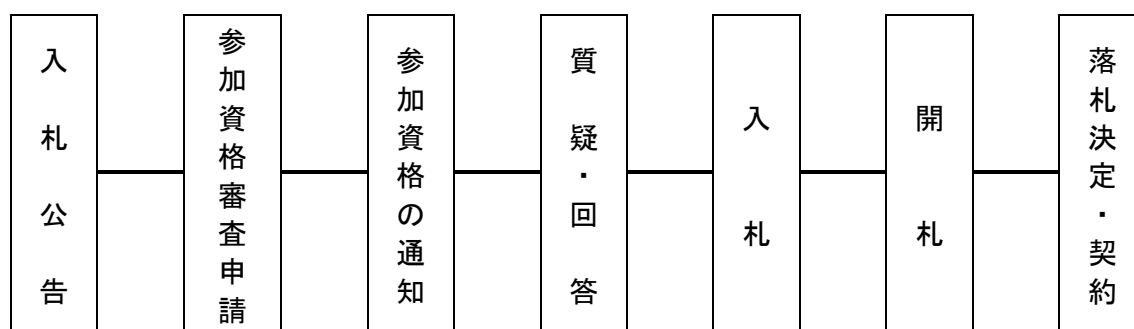
※「事後審査型制限付一般競争入札」とは、開札後に入札参加資格の審査を行う入札方式をいいます。

2. 電子入札について

本市では、原則として全ての案件を電子入札により行っています。この手引きは、電子入札による手順で作成しています。

電子入札に参加するためには、認証カードの取得と、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）上での利用登録が必要です。

3. 一般競争入札（政府調達協定）及び制限付一般競争入札の手順



（１）入札案件情報（公告）と入札参加資格の確認

入札の情報は、電子入札システムのホームページ内の神戸市ページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>）（以下「神戸市電子入札サイト」という。）に随時掲載しますので、各案件の公告、入札説明書を確認してください。また、入札説明書共通事項も必ず併せてお読みください。

公告、入札説明書には、個別案件ごとに、入札に参加する者に必要な資格を記載しており、入札説明書共通事項には共通の必要な資格を記載しています。これらの資格を満たす者であれば誰でも入札に参加することができます。

また、入札参加の判断は、日程などの入札条件や設計図書等（設計書・仕様書・図面等）なども十分確認のうえ行ってください。

（２）入札参加資格の審査の申請

入札に参加するためには、入札参加資格の有無についての審査を申請する必要があります。申請は、電子入札システムにログインし、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「競争参加資格確認申請書」の提出の手続を行ってください。

また、入札案件によっては、契約監理課まで持参等により提出いただくものもありますので、公告、入札説明書をよく確認してください。

（３）入札参加資格の審査の結果の通知

入札参加資格の審査の結果は、個別案件ごとに、公告、入札説明書に記載した日に電子入札システムで通知します。

（４）質疑

入札参加資格を有する旨の通知を受けた者は、設計図書等に関する質疑ができます。質疑は、公告、入札説明書に示す期限内に、質疑回答書を電子メール（nyusatu-kouji@city.kobe.lg.jp）で送信してください。送信後、電話（078-322-5147）で到達確認を行ってください。質疑に対する回答は、入札日の前日（本市の休日を除く。）までに神戸市電子入札サイトに当該案件ページに掲載します。

（５）入札

入札は、個別案件ごとに、公告、入札説明書に記載した日時に電子入札システムで行ってください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。ただし、これによらない場合は公告、入札説明書に定めます。

入札書を送信した後は、入札書の書換えや引替え、撤回はできません。

また、入札後は、設計図書や入札説明書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

なお、入札を辞退する場合には、電子入札システムで辞退届を送信するなど所要の手続きを行ってください。入札辞退は、指名停止等の対象となりません。

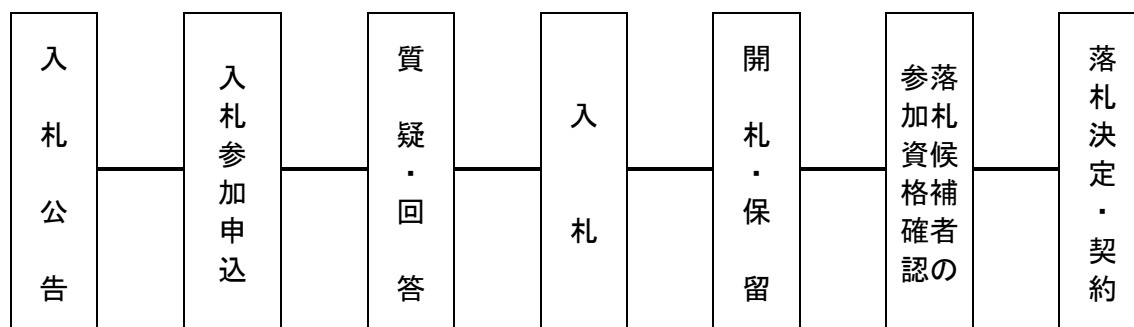
(6) 内訳書の提出

原則、入札時に入札金額に係る積算の内訳書の提出を求めています。電子入札システムによる入札書提出時に、該当ファイルを添付して提出してください。提出されない場合は、入札金額にかかわらず入札を無効とします。また、内訳書の合計金額（税抜き）と入札金額が異なる場合も、入札を無効とします。

(7) 開札

開札は、公告、入札説明書に記載した日時に行います。開札後、その結果を電子入札システムで通知します。

4. 事後審査型制限付一般競争入札の手順



(1) 入札案件情報（公告）と入札参加資格の確認

3. 一般競争入札（政府調達協定）及び制限付一般競争入札の手順（1）入札案件情報（公告）と入札参加資格の確認と同様です。

(2) 入札参加申込

入札参加資格があると判断し、入札に参加を希望する者は、入札参加申込を行う必要があります。申込は、電子入札システムにログインし、当該入札案件を検索の後、受付期間内に当該入札案件について「入札参加申込書」の提出の手続きを行ってください。

また、入札案件によっては、契約監理課まで持参等により提出いただくものもありますので、公告、入札説明書をよく確認してください。

(3) 質疑

入札参加資格があると判断し、入札に参加を希望する者は、設計図書等に関する質疑が

できます。質疑は、公告、入札説明書に示す期限内に、質疑回答書を電子メール（nyusatu-kouji@city.kobe.lg.jp）で送信してください。送信後、電話（078-322-5147）で到達確認を行ってください。質疑に対する回答は、入札日の前日（本市の休日を除く。）までに神戸市電子入札サイトの当該案件ページに掲載します。

（４）入札

３．一般競争入札（政府調達協定）及び制限付一般競争入札の手順（５）入札と同様です。

（５）内訳書の提出

３．一般競争入札（政府調達協定）及び制限付一般競争入札の手順（６）内訳書の提出と同様です。

（６）開札及び落札候補者の決定

開札は、公告、入札説明書に記載した日時に行います。

開札後、予定価格以下の価格で入札した者のうち、最も低い価格で入札した者（総合評価落札方式を適用する場合は、評価値の開札後、予定価格以下の価格で入札した者のうち、技術評価点が標準点以上かつ評価値の最も高いもの）を落札候補者として通知します。この際、落札は一旦保留とします。

なお、当該案件の予定価格が５億円以上である場合、又は総合評価落札方式を適用する場合は、原則として低入札価格調査制度の適用対象となり、失格基準価格を下回る価格での入札は失格となります。

また、当該案件の予定価格が５億円未満であり、総合評価落札方式を適用しない場合は、原則として最低制限価格制度の適用対象となり、最低制限価格を下回る価格での入札は失格となります。

開札の結果、落札候補者となるべき者が２者以上あった場合は、電子入札システムの抽選機能により落札候補者を決定します。

（７）落札候補者に対する入札参加資格の審査

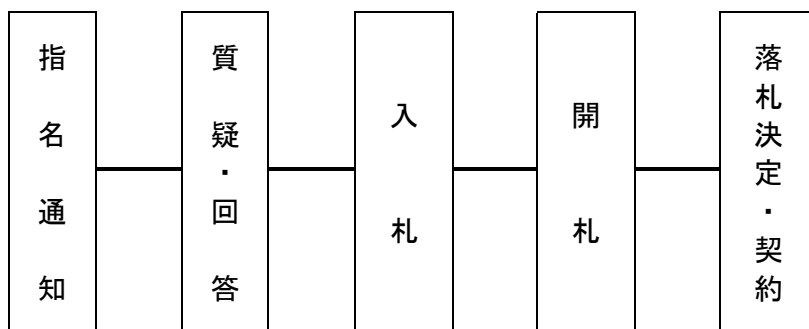
開札・落札の保留をした後、落札候補者が入札参加申込の際に提出した提出書類と神戸市工事請負競争入札参加資格の登録内容等から、落札候補者に対する入札参加資格の審査を行います。期限内に書類の提出がなかった場合は、入札を無効とします。

審査の結果、落札候補者について、入札参加資格を有すると認めたときは、その者を落札者とします。

また、審査の結果、落札候補者について入札参加資格がないと認めたときは、次順位者を落札候補者として通知します。再度、落札の保留をした後、次順位者の資格審査を行います。以後、落札者が決定するまで同様の手続により審査を行います。

なお、落札候補者とならなかった入札者については、入札参加資格の審査は行いません。

5. 指名競争入札の手順



(1) 指名通知

指名の通知は、電子入札システムで行います。通知を受けたときは、通知書に記載されたパスワードを用いて、神戸市電子入札サイトから当該案件の設計図書（設計書・仕様書・図面等）を確認してください。

また、通知書に記載された他の事項も必ず確認してください。

(2) 質疑

指名通知を受けた者は、設計図書等に関する質疑ができます。質疑は、指名通知書に示す期限内に、電子メール（nyusatu-kouji@city.kobe.lg.jp）で提出してください。送信後、電話（078-322-5147）で到達確認を行ってください。質疑に対する回答は、入札日の前日（本市の休日を除く。）までに神戸市電子入札サイトの当該案件ページに掲載します。

(3) 入札

3. 一般競争入札（政府調達協定）及び制限付一般競争入札の手順（5）入札と同様です。

(4) 内訳書の提出

3. 一般競争入札（政府調達協定）及び制限付一般競争入札の手順（6）内訳書の提出と同様です。

(5) 開札

開札は、指名通知書に記載した日時に行います。開札後、その結果を電子入札システムで通知します。

6. 入札の中止等について

不正な入札が行われるおそれがあると認められるときや災害その他やむをえない理由があるときなどは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。

7. 無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 積算の内訳書の提出を求めている場合は、入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき、又は内訳書の合計金額（消費税相当額を除く。）と入札金額が異なるとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者が入札をしたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

8. 落札者の決定について

- (1) 落札者は、予定価格以下の価格で入札した者のうち、最も低い価格で入札した者（総合評価落札方式を適用する場合は、評価値の開札後、予定価格以下の価格で入札した者のうち、技術評価点が標準点以上かつ評価値の最も高いもの）とします。
- (2) ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ① 当該案件の予定価格が5億円以上である場合、又は総合評価落札方式を適用する場合は、原則として低入札価格調査制度の適用対象となります。落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合、落札保留のうえ低入札価格調査（契約内容に適合した履行が可能かどうかの調査）を行い、落札者を決定します。また、失格基準価格を下回る価格での入札は失格となります。

低入札価格調査を実施する場合は、調査対象者ならびに入札参加者に電子入札システムにより保留通知書を送付します。調査対象者は、低入札価格調査手続要綱第7条に係る資料を個別に指定する期間までに提出してください。提出資料は、神戸市ホームページに掲載している「低入札価格調査について（工事請負契約）」もあわせてご確認ください。

- ② 当該案件の予定価格が5億円未満であり、総合評価落札方式を適用しない場合は、原則として最低制限価格制度の適用対象となります。最低制限価格を下回る価格での入札は失格となります。
 - ③ なお、本市では、低入札価格調査制度に係る調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格制度に係る最低制限価格は事後公表としています。
- (3) 開札の結果、落札者となるべき者が2者以上あった場合は、電子入札システムの抽選機能により落札者を決定します。

9. 調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格の算出方法について

低入札価格調査制度に係る調査基準価格及び失格基準価格、最低制限価格制度に係る最

低制限価格の算出方法は、神戸市ホームページに掲載している「工事請負契約等に係る最低制限価格等の算出方法」、「低入札価格調査における失格基準価格の算出方法」をご確認ください。

10. 再入札

予定価格を事後公表とした入札案件は、開札後、失格者を除き予定価格以下で入札した者がいない場合は、予定価格を超過した入札者のみをもって再入札を行う場合があります。その際、対象者には再入札を通知します。原則、再入札は公告、入札説明書に示す開札日と同日に行います。

11. 契約の締結について

- (1) 落札決定の通知後、落札者に対して、電子契約を希望した者は電子メールで、それ以外の者は郵送で、契約監理課から契約書類をご案内いたします。なお、水道局、交通局、各区役所、外郭団体の発注については、それぞれの局区又は団体等より案内を送付します。落札者は契約手続きと並行して工事担当課に連絡を行ってください。
- (2) 契約手続きは、落札決定の翌日から10日（本市の休日を除く。）以内に行ってください。10日以内に所定の契約手続きがない場合は、落札者が契約を辞退したものとみなし、契約を行わないほか、指名停止の対象となります。
- (3) 工期の始期日は、原則として契約締結日の翌日とします（本市の休日にあたる場合も翌日とします。）。ただし、余裕期間制度による場合は、この限りではありません。
- (4) 署名又は押印済の契約書については、電子契約を希望した者は電子メールで、それ以外の者は郵送で送付いたします。

12. 契約保証金について

- (1) 契約保証金は、工期が30日を越え、かつ請負金額（税込）が1千万円以上の請負契約を締結する場合に必要です。契約保証金は、請負金額の3%以上です。
なお、一般競争入札（政府調達協定）による契約及び低入札価格調査を経た契約については、契約保証金は、請負金額の10%以上です。
- (2) 契約保証金は、原則、現金または小切手で納付するか、納付が必要な金額相当を履行保証保険等により保証してください。

13. 担保期間について

担保期間は、設計図書で定められた期間です。

ただし、低入札価格調査を経た契約については、担保期間は、原則として設計図書で定められた期間の2倍の期間となります。

1 4. 前払金について

- (1) 請負金額が1百万円以上の工事の場合は、原則として請負金額の4割以内で前払金を受けることができます。ただし、仕様書等で前払いについて特例を記載している場合がありますので、ご注意ください。
- (2) 前払金の申請は、契約監理課より契約手続きを案内した案件については契約監理課で受付します。所定の書類に必要事項を記入し、保証証書（正・控とも）を添付して、契約監理課へ提出してください。なお、水道局、交通局、各区役所、外郭団体の発注については、それぞれの局区又は団体等の指定の方法に従いご請求ください。

1 5. 談合行為等について

本市の入札に当たり、談合行為等を行って契約を締結したことが判明した場合は、契約約款の規定に基づき違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することがあります。さらに、指名停止及び入札参加資格停止措置の対象とします。

1 6. 入札参加資格の認定（登録）について

- (1) 本市の入札に参加するためには、入札参加資格の認定を受ける必要があります。認定は、原則として2年間（追加登録の場合は残りの期間）有効です。また、認定に際して、一部の業種では格付けを行っています。
- (2) 認定の申請については、受付期間を定めて行っています（政府調達協定一般競争入札への参加の認定はこの限りではありません）。受付期間や申請方法などについては、神戸市ホームページに掲載しますので、申請を希望される方はご確認ください。
- (3) 入札参加資格の認定を受けた者が、一定の要件に該当した場合には、指名停止を行います。指名停止の要件など詳細については、神戸市指名停止基準要綱をご覧ください。
また、本市の契約で談合があった場合や、本市の契約を正当な理由なく履行しなかった場合など、神戸市契約規則第3条第2項に該当する場合には、入札参加資格の取り消しや期間を定めて入札参加をさせないものとします。

1 7. 共同企業体の適正な運営について

共同企業体の運営に当たっては、構成員相互間の意思疎通を十分に図り、入札価格の決定、実行予算の作成、下請負人の決定等、重要事項については代表者のみで決定せず、共同企業体の意思決定機関である運営委員会において協議の上、決定してください。

18. 入札結果の公表

入札結果は、随時公表しております。神戸市ホームページの入札情報のページ (<https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/business/contract/bid/index.html>) でご確認ください。

担当：神戸市行財政局契約監理課工事契約担当
(市役所1号館2階)

TEL (078) 322-5147

E-mail : nyusatu-kouji@city.kobe.lg.jp

(R8.4.1)